

周南市に婚姻届を出される場合

1. 持参していただくもの

- ①婚姻届書（1通）
- ②国民健康保険資格確認書（加入者のみ）
- ③マイナンバーカード（通知カード）

※マイナンバーをお知らせするために郵送された通知カードは令和2年5月25日をもって廃止となりました。

※氏が変わった方が、前の氏の印で印鑑登録されている場合は廃止されます。（名の印で登録されている方はそのまま継続されます。）
（新しい氏の印で登録をご希望の方は、新規登録が必要です。）

2. 住所を変更される方は、異動の届（転入届、転居届など）をご提出ください。

※他の市区町村から転入される場合は、当該市町村が発行する「転出証明書」が必要です。

3. 本人確認を行います。

窓口にお越しになった方（本人または代理人）の本人確認を行いますので、届出の際には本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、資格確認書など）をお持ちください。

なお、お持ちでない場合でも届出はできます。その場合は届出を受理した旨をご本人様宛に通知いたします。

4. 「一方が外国人」又は「双方が外国人」の場合

お手続きが異なりますので、事前に窓口でご相談ください。

5. 土・日・祝日及び閉庁時に届出される場合

本庁及び鹿野・熊毛総合支所で守衛が届書をお預かりします。

婚姻届書のみの受付となりますので、住所の異動等は平日の開庁時にお手続きをお願いいたします。

不備があった場合は、後日窓口にて訂正していただく場合がありますので、日中の連絡先（日中に連絡の取れる電話番号）を必ず記入してください。

【閉庁時の受付時間】

- ・新南陽総合支所 受付は行っていません。
- ・鹿野総合支所 「コアプラザかの」で午前8時30分～午後10時
- ・熊毛総合支所 午前8時30分～午後10時

※ただし、年末年始（12月29日～1月3日）は本庁以外は受付を行っていませんのでご注意ください。

6. 周南市が本籍地（新本籍を含む）の方

届出を正式に受理してから、証明書の内容の変更に1週間程度かかります。
コンビニで証明書を請求される場合はご注意ください。

問い合わせ先
周南市 市民課 戸籍担当
☎：(0834) 22-8295